

岐阜県における豚コレラの疑似患畜の確認（4例目・飼養いのしし）について

本日、岐阜県関市のいのしし飼養施設において、家畜伝染病である豚コレラの疑似患畜が確認されました。

本病のまん延防疫措置等について万全を期します。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、個人のプライバシーを侵害しかねないことなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 発生施設の概要

所在地：岐阜県 関市（3例目の発生施設から約12km離れた施設）

飼養状況：いのしし（22頭）

2. 経緯

（1）12月9日、岐阜県は、飼養いのししが異状を呈しているとの届出を受けて、当該施設に対し立入検査を実施しました。

（2）12月10日、当該いのししについて岐阜県中央家畜保健衛生所において病性鑑定を実施し、豚コレラの疑似患畜であることを確認しました。（4例目）

3. 今後の対応

「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、以下の防疫措置等について万全を期します。

（1）当該施設の飼養いのししの殺処分及び焼埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施します。

（2）移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施します。

（3）感染拡大防止のため、発生施設周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置します。

（4）感染経路等の究明のため、国の疫学調査チームを派遣します。

（5）関係府省と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努めます。

（6）農場の消毒や野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を徹底すること

（7）感染経路等の究明及びまん延防止のため、あらゆる可能性を想定し調査します。

4. その他

（1）飼養されているいのししは、家畜伝染病予防法の規定に基づく防疫措置の対象となります。

（2）豚コレラは、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。

（3）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、個人のプライバシーを侵害しかねないことなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

（4）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：山野、山木

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385